

家畜衛生だより 平成27年 4月号

紀北家畜保健衛生所	TEL 073-462-0500
紀南家畜保健衛生所	TEL 0739-47-0974
東牟婁支所	TEL 0735-58-1481

繁殖和牛のヨーネ病検査について

ヨーネ病の定期検査は、家畜伝染病予防法第5条に基づき乳用牛を対象に、5年に2回実施してきました。近年、肉用牛での発生が増加していることから、平成27年度は繁殖和牛のヨーネ病検査を実施することになりました。

検査は順次実施していくこととなりますのでご協力よろしく申し上げます。

ヨーネ病について

ヨーネ病は、慢性の頑固な下痢、乳量の低下、消瘦を主徴とし、発症までの数ヶ月から数年間は明確な症状を示さずに持続感染する牛、めん羊、山羊等の反すう動物の疾病です。感染は、ヨーネ菌を含む患畜の糞便や乳汁を介した経口感染により成立しますが、重症例では胎仔への胎盤感染も起こります。

本病の治療法はなく、患畜の殺処分により農場の清浄化を行います。

発生状況

ヨーネ病の全国での発生状況は、年々増加傾向にあり、昨年783頭(牛)で、北海道、青森、宮城で多く発生が認められました。一度農場が汚染されると、清浄化に大変な負担がかかります。

【ヨーネ病発生届出状況(牛)】

H26 783頭	北海道 657頭、青森 25頭、宮城 18頭	その他県 83頭
H25 573頭	北海道 433頭、青森 38頭、岩手 18頭	その他府県 84頭
H24 405頭	北海道 316頭、青森 40頭、宮城 14頭	その他県 35頭

検査方法

血液を採取し、血清を用いてELISA法による検査を行います。ELISA検査陽性牛は、さらに糞便を用いて遺伝子検査を行います。

ELISA法	血清を用いてヨーネ菌の抗体の有無を確認
遺伝子検査	糞便を用いてヨーネ菌の遺伝子を検査

検査手数料

450円／頭

患畜決定

遺伝子検査で陽性となった牛は患畜となります。患畜は法第 14 条の規定に基づき速やかに隔離が指示されるとともに、法第 17 条の規定に基づき期限を定めて殺処分が命ぜられます。

手当金

法第 17 条の規定により殺処分された患畜は、法第 58 条の規定により手当金が交付されます。評価額は近隣の市場価格などを参考に決定します。

患畜決定後の蔓延防止対策

患畜の隔離、殺処分や農場内の消毒を行います。牛のヨーネ病対策要領に基づき患畜決定後1年以内に3回、その後必要に応じた継続検査を行い農場の清浄化を行っていきます。

発生予防対策について

1. 牛を導入するにあたっては、ヨーネ病の発生していない農場から導入する。
2. 適切な飼養衛生管理を行う。
 - ・子牛は可能な限り早期に成牛群(母牛を含む)から離す。
 - ・清浄確認が行われている農場の初乳を給与する。
 - ・分娩牛房は清潔に保つ。
 - ・牛舎内(特に牛床、飼槽、ウォーターカップ)は常に清潔に保つ。等

何かご質問等がございましたら、最寄りの家畜保健衛生所にお問い合わせください。